

## ニセコ町ふるさとづくり寄付条例

平成16年9月17日

### 条例第22号

ニセコ町は、これまで多くの人びとに支えられ、100年を越える歩みを刻んできました。大正11年に自らの農地を無償解放した文豪有島武郎の遺訓「相互扶助」の精神は、人を思いやり、助け合う優しい心を育んできたわたしたちの社会に今も息づいています。

わたしたちは、次世代にこの相互扶助の精神を引き継ぐとともに、ニセコのまちづくりへの共感やふるさとへ想いを持つ人びとの地域づくりへの参加手法として寄付金による基金を設置し、新たな住民参加型の自治を進めるため、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、ニセコ町まちづくり基本条例(平成12年ニセコ町条例第45号)第13条及び第50条の規定に基づき、寄付金を財源として、寄付者の社会的投資を具体化することにより、多様な人びとの参加による個性あるふるさとづくりに資することを目的とする。

#### (事業の区分)

第2条 前条に規定する寄付者の社会的投資を具体化するための事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 森林資源の維持、保全及び整備に関する事業
- (2) 環境の保全及び景観の維持、再生に関する事業
- (3) 自然エネルギー及び省エネルギー設備の整備に関する事業
- (4) 有島武郎に関する資料の収集及び有島記念館に関する事業
- (5) 住民自治の醸成及びコミュニティの推進に関する事業
- (6) 教育およびスポーツの振興や子育て環境整備に関する事業
- (7) 住民福祉、生活環境整備に関する事業
- (8) NPO、その他ボランティア組織の活動に関する事業
- (9) 産業振興に関する事業
- (10) その他まちづくりに関する事業及び町長が特に指定する事業

#### (基金の設置)

第3条 前条に規定する事業に充てるため寄付者から収受した寄付金を適正に管理運用するため、ニセコ町ふるさとづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

#### (寄付金の指定等)

第4条 寄付者は、第2条各号に規定する事業のうちから自らの寄付金を財源として実施す

る事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて収受した寄付金のうち、前項に規定する指定がない寄付金については、まちづくりの課題に応じて町長が当該事業の指定を行うものとする。

3 町長は、前項の指定を行った場合直ちに寄付者にその内容を報告しなければならない。  
(寄付者への配慮)

第5条 町長は、基金の積み立て、管理及び処分その他の基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(基金への積み立て)

第6条 基金として積み立てる額は、第4条の規定により寄付された寄付金の額とする。

(基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の収益処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(基金の処分)

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用、及び寄付者への返礼品や寄付金収受に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(基金の繰替運用等)

第10条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(運用状況の公表)

第11条 町長は、毎年度の終了後3ヶ月以内にこの条例の運用状況について、議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。